

日本語教育と *giving a voice to the voiceless*

— 日本語教師である「わたし」と 難民支援 NPO の協働実践から見えてきたもの —

話題提供者 : 伴野崇生 (東京農工大学国際センター)

難民とは (難民条約の定義)

・難民とは「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」のことを言います。

Giving a voice to the voiceless

・もともとはジャーナリズムの側から出てきたことばです。the voicelessには単に「声なき者」というだけでなく、「権利、特に市民としての権利が認められていない人々」という含意があります。日本語教育・言語文化教育には「声なき者」の声を代弁するだけでなく(それももちろん重要なことですが)、真に **giving a voice** できる可能性が秘められていると、話題提供者は確信し、日々実践を行っております。



「難民日本語教育」から立ち上げる 市民・権利・社会・協働・共生への議論

難民支援協会の石井氏によれば、日本国内の「難民」は実務では、[1]庇護希望者(申請前)、[2]難民申請者(裁判中含む)、[3]条約難民、[4]人道配慮、[5]Failed Asylum Seeker、[6]インドシナ難民、[7]第三国定住難民に分けて考えるのがよいとされています(伴野 2013)、法的なステータスが定まっていない[1][2]、条約難民([3])とは認められなかった[4][5]については、従来の日本語教育ではほとんど考慮されてきませんでした。もちろんこれまでも、地域の日本語教室や難民支援団体・NPOなどが受け皿になってきてはいますが、正面からの議論はされてこなかったのです。特に、[1][2]については、難民認定審査に長ければ8年以上もかかるにも関わらず、言語学習の機会が十分に保障されていないのが現状です。

今回の月例会では、話題提供者がこれまで行ってきた難民支援 NPO との協働実践から見えてきた、「難民日本語教育」(伴野 2013)の課題と可能性について議論を行っていきます。また、「難民日本語教育」について議論することによって、難民日本語教育そのものや地域日本語教育、年少者日本語教育だけでなく、多文化共生、社会的統合、移民難民政策、多文化間精神医学、NPO/NGO との協働といった、今後我々が考えていかなければならない多くの課題につながる重要な示唆が得られることを共有し、フロア全体で議論を行っていきたいと思います。

【参考文献】『難民研究ジャーナル』1-3、難民研究フォーラム (2011~) 他 (伴野崇生 2013「難民日本語教育」の可能性と課題 —難民の権利・尊厳の保障のための日本語学習支援の構想」は3号に掲載)

* 研究会当日、日本在住の難民によって作成されたアクセサリー及び難民関連書籍の展示を予定しております。難民支援への理解にご協力ください。



日時 : 2014年9月26日(金)17:30~19:40
会場 : 早稲田大学早稲田キャンパス 22号館(8F会議室)
参加費 : 会員(無料)、一般(1000円) ※当日入会可(3000円)
お問い合わせ : contact@gbkk.jp (言語文化教育研究学会事務局)

・事前申込は不要です。当日直接会場にお越しください。